

各スポーツ団体 御中

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定について（依頼）

国土交通省では本年6月1日に建築物に関するバリアフリー基準を改正し、スタジアム・アリーナ等を含む劇場、観覧場等について、一定規模以上の建築（新築、増築、改築又は用途変更）時における「車椅子使用者用客席」の設置を義務化したところです。

また車椅子使用者用客席については、単に数を確保するだけでなくその質の向上を図るため、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」の改正において、主に下記の内容を「標準的な整備内容」として位置づけ、本年5月30日に公表したところです。

以上を踏まえ、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付より、車椅子使用者用客席の質の向上を図るため、貴団体に下記について積極的に取り組んでいただきたい旨周知するよう、別紙のとおり依頼がありました。スポーツ庁としましても、スタジアム・アリーナ等の更なるバリアフリー化を図るため、貴団体にご協力いただきたいと考えています。

つきましては、貴団体におかれては、下記について積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第1 車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定について

(1) 建築設計標準の概要

建築設計標準では、車椅子使用者用客席に関する以下3つの「質の向上を図る観点」（以下「3つの観点」という。）について、標準的な整備内容を定めたところです。

質の向上を図る観点	標準的な整備内容
車椅子使用者用客席のサイトライン	<ul style="list-style-type: none">・ 前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とすること・ イベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討すること・ サイトラインの確保については、建築設計標準に例示するチェック・検証方法によって検証することが考えられること

車椅子利用者用客席の分散配置	<ul style="list-style-type: none"> 一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、チケットの価格帯や客席の種別ごとに、又は水平・垂直に分散して設けること
車椅子利用者用客席の同伴者席	<ul style="list-style-type: none"> 同伴者用の客席（スペース）を車椅子利用者用客席の後ろではなく横に隣接して設けること 可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者席は固定席でなくスペースと可動椅子に依るものとする

(2) 依頼事項

貴団体におかれては、(1)に記載の3つの観点に言及した車椅子利用者用客席に係る基準等の策定（既存の基準等があればその改正）を実施いただきますようお願いいたします。

また、基準等の策定又は改正に当たっては、3つの観点に係る整備すべき内容が、車椅子利用者用客席を設ける施設における演目、競技種目等によって異なることにもご留意いただきますようお願いいたします。

第2 業界基準等の策定に係る参考情報について

各団体における基準等の策定又は改正に当たっては、別添の参考資料をご活用ください。また、当該参考資料に係る説明会を以下の日程で開催しますので、参加いただきますようお願いいたします。

<説明会>

第1回：令和7年8月20日（水）13:30～14:30

第2回：令和7年8月27日（水）13:30～14:30

※2回とも同じ内容を説明予定です。

※オンラインでの開催です。また、後日動画配信を予定しています。

<参考資料>

別添1：バリアフリー法の概要・劇場等の客席に係る義務基準の創設 説明資料

別添2：

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和7年度改正版
本編第2章「単位空間ごとの設計」 13. 劇場、競技場等の客席 抜粋

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline

【本事務連絡に関する問合せ先】

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

（メール） sminkan@mext.go.jp